

全ての会社が、事前にしなければならないことって?!

# マイナンバー制度実務対応講座

制度の基礎知識から企業実務での対応  
労働・社会保険手続き、給与計算実務、法定調書はどう変わるのか?

今年の10月1日から全国民に通知される12桁の個人番号。(法人は13桁)その番号を用いて、会社の事務担当者は、「社会保障」「税の法定事務の手続き」を行うこととなります。

どうやって、社員と扶養家族の個人番号を集めればいいのか?会社が行う届出書・申請書は、何が、どのように、いつから変わるのか? 実質、我が国では初めての制度・仕組みであるだけに、社会保険手続きや納税実務で活用する会社にとっては大きな戸惑いと不安があります。

いざと言う時に慌てないために、制度の基礎知識から特に会社が講じなければならない、番号の利用範囲、本人確認措置等の重要規程について解説します。会社実務で社員等の個人番号を使って処理する担当者には必須の講座となっています。

## 長井会場

日時●平成27年**6月18日(木)**  
午後1時30分~午後3時30分  
会場●タスパークホテル 会議室  
会費●法人会会員・会議所会員 無料  
上記以外の方 1人 500円  
講師●社会保険労務士 堀越俊一郎氏  
山形税務署 税務広報広聴官



## 小国会場

日時●平成27年**6月19日(金)**  
午後1時30分~午後3時30分  
会場●小国町商工会 研修室  
会費●法人会会員・商工会会員 無料  
上記以外の方 1人 500円  
講師●社会保険労務士 堀越俊一郎氏  
山形税務署 税務広報広聴官

### セミナー内容(抜粋)

1. 知っておかなければならないマイナンバー制度の基本知識
  - ・経理・総務実務に関わる分野を知る
  - ・今後のスケジュールは?
2. 会社規模の大小を問わずに講じなければならない「安全管理措置」とは?
  - ・組織的・人的・物理的・技術的な4つの安全管理措置をどう講じるか?
  - ・退職等でのマイナンバーの廃棄・削除の具体例
3. どう変わるか、社会保険・税金・給与計算実務
  - ・実務で対象となる法律を知る…所得税法・健康保険法・厚生年金保険法等
  - ・社員と扶養家族の本人を確認する実務は?・法定調書、源泉徴収票は何か変更があるのか?
4. 事実上の懸案事項は何か?

●主催/(公社)長井法人会 (TEL 88-3960) ●共催/長井商工会議所/小国町商工会

## マイナンバー制度実務対講座 参加申込書

該当する方に○をお願いします。

会社名		参加会場	(電話)
参加者名		長井 小国	(FAX)
参加者名		長井 小国	(会員確認) 法人会 会議所 商工会

長井法人会 **FAX 88-3823**